時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千八百九十三號
明治廿四年一月八日　木曜日
舊暦庚寅十一月廿八日（甲、午）
日出午前六時五十三分　日入午後四時四十三分
月出午前四時十一分　月入午後二時十四分
滿潮午前二時四十四分　午後三時十二分
（西暦一千八百九十一年）

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セス其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上七日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

各地方より時事新報の注文に付

時事新報社は注文に接するも代價を受取らざる間は遞送せざる定めあるに新規注文の方には往々代價を添へずして唯だ注文のみの書面に止り本社は更に代價請求の端書を發し代金を受取るまで遞送を差控へ居り候事にて雙方の不便なれば御注文の節は必ず代價を添へて御申込被下度尤郵便切手代用は御斷申上候

代價を受取りたる時は直ちに新報を遞送し其帶封名宛の傍に何月何日と記入致し候是れは右の月日まで新報の代價遞送料共相濟候證に付別に受取書は不差出候左樣御承知可被下候

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

教育の勅語に就て文部大臣の責任

過般發布せられたる教育に關する勅語に就ては當時の紙上にも述べたる如く忠君愛國孝悌信義凡そ吾々人民が一國の臣民として又一家の子弟として日々率由す可き常道を特に勅語として發せられたる迄のものなれば我輩の一辭を贊すること能はざる所なれども扨文部大臣が官立の學校は勿論全國公私の學校に至るまでも此勅語を頒布して其實効を期するに至りては自から責任の尋常ならざるを見る可し即ち今後全國學校の教員學生が勅語の精神に對し從來の觀を改めて德育上に特殊の色を表す可きや否やは文部大臣の責にして其責任は極めて重大なりと云はざるを得ず抑も德育の要は我輩の毎度陳述したる如く口、以て教ゆ可らず手、以て諭す可らず師表者自身の行狀、即ち德育の標準にして如何なる道德書を講じ如何なる訓令を發するも之を講じ之を發する其人に自から人に師表たるの行狀あるにあらざれば其講義訓令も唯是れ一場の空論にして實際には何等の功能もある可らず或は德に公私の區別を爲し私德の私は兎も角も外に現はるゝ行爲にして道に缺くる所なく然かも一般社會の風敎を補くるに與りて力あるときは即ち公德の大を行ひたるものなりとて自から說を爲すものもなきに非ずと雖も元來公德は私德より生ずるものにして德に公私の區別はある可らず古來の確言にも忠臣は必ず孝子の門に出づるの諺ある如く親に孝ならずして能く君に忠を盡し、友に信あらずして能く國を愛する者なきは實際の事實に徵して我輩の疑はざる所なり左れば德育の問題に就ては唯その責任者の品行如何を問ふのみにして他事ある可らず從來文部の當局者を見るに政府の一大臣として學政の事を料理する材能技倆は兎も角も若しも德育の標準として全國師表の地位に立ち毫も慚色なきものを求むれば其人を得ること頗る難しと云はざるを得ず然るに今の文部大臣は政府の大臣として學政當局の責に任ずる猶は其上に全國德育の師表者として自から表面に立つものなれば其責任の重大なる想ひ知る可し今後全國の敎員學生が能く勅語の精神を體して德育上に特殊の觀を呈す可きや否やも一に大臣の責任に歸するは勿論、事の觀察に敏にして評論の密なるは學校の敎育に從事する人々の常にして殊に品行の一段に至りては最も注目する所なれば今後德育の師表者たる文部大臣の一言一行は恰も觀察評論の衝に當るものにして若しも其言行に微塵にても解せざる所あるときは忽ち全國の物議を免る可らず最も難儀の局なれども當局者は自から難局を覺悟して之に當りたることならんなれば今後の事實に於て必ず其責任を空ふせざらん事は我輩が世人と共に期して待つ所なり

官報

朕民事訴訟法第十四條ニ依リ國ヲ代表スルニ付テノ規定ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十四年一月六日

內閣總理大臣伯爵山縣有朋
司法大臣伯爵大木喬任
內務大臣伯爵西鄉從道
大藏大臣伯爵松方正義
陸軍大臣伯爵大山巖
遞信大臣伯爵後藤象二郎
外務大臣子爵靑木周藏
海軍大臣子爵樺山資紀
文部大臣芳川顯正
農商務大臣陸奧宗光

勅令第三號

第一條　各省大臣ハ其所管事務ニ係ル民事訴訟ニ付國ヲ代表ス

第二條　北海道廳長官及府縣知事ハ其司察又ハ監督スル國ノ事務ニ係ル民事訴訟ニ付國ヲ代表ス

第三條　特別ニ地方機關ヲ有スル各省大臣ハ省令ヲ以テ[illegible]民事訴訟ニ付國ヲ代表スルノ權利ヲ之ニ委任スルコトヲ得

第四條　官制其他特別ノ勅令ヲ以テ民事訴訟ニ付國ヲ代表スル者ヲ定メタルトキハ本令ニ依ルノ限ニ在ラス

勅令第三號參照

法律第二十九號民事訴訟法（明治二十三年四月二十一日官報）抄錄

第十四條第一項

國ノ普通裁判籍ハ訴訟ニ付キ國ヲ代表スル官廳ノ所在地ニ依リテ定マル但訴訟ニ付キ國ヲ代表スル官廳ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〇流行性感冒患者咯痰試驗成蹟　東京衞生試驗所長中濱東一郎より報告したる同所技手日下毅か施行せる流行性感冒患者咯痰の試驗成蹟は左の如し（內務省）

抑々流行性感冒（Influenza）と云へる疾患は古來より屢々發する流行傳染病中に於て最大區域を有するものにして其原因や他の傳染病に於けるが如く一種の微有機體なるべしとは久しく醫學社會の唱道する所なり然れども未だ之が發見を得るの期に達せざりし然るに菌學の著しく開闢せるの秋に際し即ち昨年を以て其流行の廣く世界に汎布せるに會す是に於て探究の好機を得之が搜索に從事せる者尠からず既にサイフェルト（Seifert）は連鎖狀に連綴せる球狀菌を病原と爲したり（Volkmann's Sammel. klin. Vortr. No 240 1884）而して昨年の流行に際し諸氏の檢査したる報告の大意を摘くればリーベルト（Ribbert）は「ストレプトコックス」及「スタヒロコックス」を毎常檢出し（Deutsche med. Wochenschr. XII. 4 1890）フヰンクレル（Finkler）も此疾患に「ストレプトコックス」の缺如するなきを告げ（Deutsche med. Wochenschr. XVI. 5. 1890）ルシヤール（Roichard）も「ストレプトコックス」を認め（Gaz. des Hop. LXIII. 13 1890）又コワルスキ（Kowalski）も「ストレプトコックス」及「スタヒロコックス」を撿得し（Wien med. Presse XXXI. 7. 1890）ワイセルバウム（Weichselbaum）はかのフレンケルの肺炎菌に類する（撿力稍々弱はし）有包膜菌を撿出し得（Wien klin. Wochenschr. III. 6. 7. 1890）グルーベル（Gruber）もフレンケル肺炎菌に甚だ類似せる微菌を發見せしも未だ之を以て直に流行性感冒の原因と爲す能はずと稱し（Wien med. Presse XXXI. 7. 1890）クンドラート（Kundrat）及ヨルレス（Jolles）も亦同じくフレンケルの肺炎菌と同一種菌を諦得しレイウイー（Levy）もフレンケルの肺炎菌及「ストレプトコックス」「スタヒロコックス」を撿出し就中肺炎菌は十八回中唯一回の缺如を見しのみなれ共未だ以て容易に此疾患の原因なりと確定するを得ずと言へり（Berl. klin. Wochenschr. XXVII. 7. 1890）其他又クレーブス（Klebs）は此患者の血液より一の「プロトッフィン」（其大なるは四、五「ミクロミリメートル」に至る）を發見し出「プロトッフィン」より分泌する毒質に因するものなりと言ひ（Centr. Bl. f. Bakteriol. u. Parasitenkunde. VII. 5. 1890）コールマン（Kollmann）はクボニーマルヒアファウアの間歇熱病菌に類するもの本病患者の指頭血中より培養せりと告げ（Berl. klin. Wochenschr. XXVII. 7. 1890）バーベス（Babes）は二種の新微菌を發見して之を本病の病毒なりと唱へ（Centr. Bl. f. Bakteriol. Parasitenkunde VII. 8 1890）ニキフロフフも亦此疾患に就きかの肺炎菌を撿出したり（Zeitschr. f. Hygiene. Bd. IX 1890）

以上は此病原探知に從事したる諸氏報告の本體にして昨年當試驗所に於て中濱所長が指導し數十の撿査を爲したる結果も亦殆と前記報告に稍々類する所あり今其一斑を左に記載せん

此撿査を爲すに際し醫師杉山正龍鈴木宗玄兩氏の專ら試驗材料寄送の勞を執りしは深く謝する所なり

第一　細菌學的撿査

試驗に着手せしは昨年五月十九日にして鈴木氏の送付に係る流行性感冒患者の咯痰十二箇（第一號より第十二號まで）を顯微鏡下に撿せしに毎號共に「ストレプトコックス」及「スタヒロコックス」を撿出し得たり而して此「ストレプトコックス」や其多數連續するもの少く多くは三四箇より七八箇の連續なりき尚ほ進で膠質榮養基を以て扁平培養を施せしに悉く「ストレプトコックス」及「スタヒロコックス」を發生し就中「ストレプトコックス」は往々美麗なる多數の連續するを見たり

號數	撿査月日	「ストレプトコックス」「スタヒロコックス」の有無	顯微鏡撿査の成績	患者氏名
第一三	五月三十一日	無	多數の包膜を有する微菌及其他の微菌を撿出せしも「ストレプトコックス」を撿出せず	丸山某小兒
第一四	六月二日	有	多數の「ストレプトコックス」及「スタヒロコックス」を見るも其他の微菌は甚だ少し（此咯痰は血液を混じ桃紅色を呈せり）	中川某
第一五	六月三日	有	「ストレプトコックス」「スタヒロコックス」尤も多く之に次ぎて包膜菌を見る	中村韶太
第一六	六月五日	有	「ストレプトコックス」「スタヒロコックス」及包膜菌其他の菌を見る	某小兒
第一七	同	有	「スタヒロコックス」「ストレプトコックス」及螺旋狀菌尤も多く其他の微菌之に次ぐ	村井某小兒
第一八	同	有	「ストレプトコックス」「スタヒロコックス」及他の菌を見る	荒川某
第一九	同	有	「ストレプトコックス」尤も多く「スタヒロコックス」及他の菌之に次ぐ	小山某
第二〇	同	有	略々前者に同じ	長谷川某
第二一	六月六日	有	僅微の「ストレプトコックス」「スタヒロコックス」を有し包膜菌及其他數種の菌を見る	佐藤みつ
第二二	同	有	「スタヒロコックス」甚だ多く「ストレプトコックス」及他の微菌之に次ぐ	丹野力太郎
第二三	同	有	「スタヒロコックス」「ストレプトコックス」及他の諸菌を見る	八木勝藏妻
第二四	同	有	「スタヒロコックス」包膜を有する「ヂプロバチルス」及他の菌を見るも「ストレプトコックス」甚だ少し	宮本某
第二五	同	有	僅微の「スタヒロコックス」「ストレプトコックス」其他の諸菌を見るも包膜菌を見ず	小野某妻
第二六	同	有	僅微の「スタヒロコックス」及「ストレプトコックス」を有し他の微菌多數を占む	某小兒
第二七	一	無	包膜菌を處々に散見し及多數の諸菌を撿出せしも「ストレプトコックス」及「スタヒロコックス」を見ず	某
第二八	一	有	僅微の「ストレプトコックス」及「スタヒロコックス」と多數の他菌を見る	某
第二九	一	無	包膜菌及び其他の菌を見るも「ストレプトコックス」及「スタヒロコックス」を見ず	某
第三〇	一	有	僅微の「スタヒロコックス」「ストレプトコックス」及多數の諸微菌を見る	某

右の內二十七號以下は六月九日杉山氏より送付せられたる四箇の咯痰に係る

以上列記せるが如く三十人の流行性感冒患者咯痰中「スタヒロコックス」「ストレプトコックス」を見る事廿七回衣膜を纏擁せる菌を撿出するもの七回とす是より先昨年一月十七日より四月二日に至るまで健康人の咯痰に就き顯微鏡撿査竝に扁平培養を施行せるもの三十二回なりしも未だ曾て一の包膜菌の本流行性感冒患者咯痰に於て見るが如きものを撿出せざりし是を以て觀るときは本病患者の咯痰には比較的に包膜菌を含蓄せるを知るに足れり

第二　動物試驗

第一　六月七日
培養して（膠質
しめ「ストレプ
に純粹培養を撿
施せしに十數日
第二　六月九日
トの注射器を以
たりしに一鼠は
斃れたり解屍の
少の浸出液を在
て肺胞內を充實
殊に肺臟に於て
此菌は殆と撿出
て一衣膜を共有
ありかの「アニ
なる標本を得べ
膜を失却するも
第三　六月十二
呈し步行徐々に
に皮下種植せし
に斃る解屍上の
第四　六月十五
種植を擧行せし
の剖見等は上に
第五　六月十七
四十八時を經て
と
第六　六月十九
京鼠背に種植せ
第七　六月二十
剖見等上に同し
第八　六月二十
せしに一鼠は三
しに前と同一樣
是に於て此菌の
的注意を以て膠
擧行し甲は醫科
は插氏三十五度
寒天榮養基の
の表面は其則
恰も洋釘狀を
膠質榮養基に
是れ溫度低き
ての故なり）
第九　六月二十
白金線の媒介に
四十八時後に撿
に斃死せり其剖
第十　六月二十
少許の消毒した
の家兎に各々一
挾む所あるか如
三十日に至り稍
第十一　七月二
に二十七八日を
共に最初は著く
兩日の症狀は前
も微に異常を見
回數々遭遇せ
しのみ
第十二　十月廿
始と百二三十日
結果は全く陰性
以上の成蹟に據
ックス」及「ス
せざれどもかの
し南京鼠（背部
用せる十八頭
京鼠に對して
漸次其毒力を
接したる南京
二に記せるが如
今左に試驗成蹟
ニキフロフフ
肺炎短球狀菌
んとす
ニキフロフ
炎菌類似の
に能く染色
染を有し爲
肺炎菌に比す
失ふも）乾燥
力を保持し（
破却するもの
し毒力を回
小兒か得たる
炎菌類似の
（8）ダラム
腔內注射に
毒力を具有
フリードレンデ
染色法に脫色